

令和元年第2回定例会（6月議会）
建設部 提出資料（6月10日）

建設委員会・分科会

【議案関係】

- | | | |
|---------|--|--------|
| ○ 道 路 課 | 秋田県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を
改正する条例案について | ・・・ 1 |
| | 水沢橋工事請負契約の締結について | ・・・ 7 |
| ○ 港湾空港課 | 臨港地区内の分区の指定及び分区における構築物の規制
に関する条例の一部を改正する条例案について | ・・・ 9 |
| ○ 建築住宅課 | 秋田県建築士事務所登録等手数料徴収条例の一部を改正
する条例案について | ・・・ 11 |

秋田県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例案について

令和元年6月10日
道 路 課

1 改正理由

道路構造令の一部を改正する政令（平成31年政令第157号）の施行により、県道を新設し、又は改築する場合における自転車通行帯の設置に関する基準を定める等の必要がある。

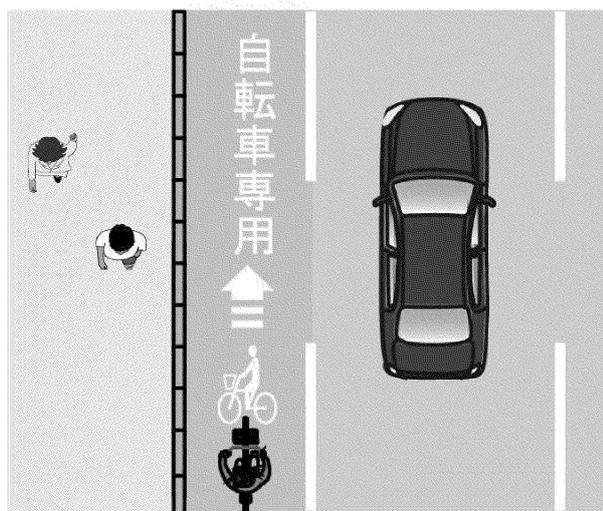
2 改正内容

- (1) 自転車を安全かつ円滑に通行させるため自転車通行帯を新たに規定し、その設置要件を規定することとする。（第2条及び第8条の2関係）
- (2) その他所要の規定の整備を行うこととする。

3 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとする。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

【参考】自転車通行帯を新たに規定



自転車通行帯イメージ図



(一) 富根能代線（能代市出戸本町地区）

新	旧
<p>(定義等)</p> <p>第二条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 一〇四 略</p> <p>十五 自転車通行帯 自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分をいう。</p> <p>十六 一〇九 略</p> <p>二十 計画交通量 道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）以下「令」という。）第二条第二十二号の規定により県が定める自動車の日交通量をいう。</p> <p>二十一 略</p> <p>二十二 視距 車線（車線を有しない道路にあつては、車道（自転車通行帯を除く。））以下この号において同じ。）の中心線上・二メートルの高さから当該車線の中心線上にある高さ十センチメートルの物の頂点を見通すことができる距離を当該車線の中心線に沿って測つた長さをいう。</p> <p>2 略</p> <p>(車線等)</p> <p>第四条 車道（副道、停車帯、自転車通行帯その他規則で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあつては、この限りでない。</p> <p>2 一〇四 略</p> <p>5 第三種第五級又は第四種第四級の普通道路の車道（自転車通行帯を除く。）の幅員は、四メートルとするものとする。ただし、</p>	<p>(定義等)</p> <p>第二条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 一〇四 略</p> <p>十五 一〇八 略</p> <p>十九 計画交通量 道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）以下「令」という。）第二条第二十一号の規定により県が定める自動車の日交通量をいう。</p> <p>二十 略</p> <p>二十一 視距 車線（車線を有しない道路にあつては、車道（自転車通行帯を除く。））以下この号において同じ。）の中心線上・二メートルの高さから当該車線の中心線上にある高さ十センチメートルの物の頂点を見通すことができる距離を当該車線の中心線に沿って測つた長さをいう。</p> <p>2 略</p> <p>(車線等)</p> <p>第四条 車道（副道、停車帯）その他規則で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあつては、この限りでない。</p> <p>2 一〇四 略</p> <p>5 第三種第五級又は第四種第四級の普通道路の車道</p> <p>の幅員は、四メートルとするものとする。ただし、</p>

当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第三十四条の規定により車道に狭窄部さくさくぶを設ける場合においては、三メートルとすることができ。

(副道)

第六条 略

2 副道(自転車通行帯を除く。)の幅員は、四メートルを標準とするものとする。

(自転車通行帯)

第八条の二 自動車及び自転車の交通量が多い第三種又は第四種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあつては、停車帯の右側。次項において同じ。)に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路(自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、一・五メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、一メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第三十四条の規定により車道に狭窄部さくさくぶを設ける場合においては、三メートルとすることができ。

(副道)

第六条 略

2 副道 の幅員は、四メートルを標準とするものとする。

(自転車道)

第九条 自動車及び自転車の交通量が多い第三種(第四級及び第五級を除く。次項において同じ。)又は第四種(第三級及び第四級を除く。同項において同じ。)の道路で設計速度が一時間につき六十キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路で設計速度が一時間につき六十キロメートル以上であるもの(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3
5 略

(自転車歩行者道)

第十条 自動車の交通量が多い第三種又は第四種の道路(自転車道又は自転車通行帯を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2
4 略

(歩道)

第十一条 第四種(第四級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第三種(第五級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道若しくは自転車通行帯を設ける第三種若しくは第四種第四級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形

(自転車道)

第九条 自動車及び自転車の交通量が多い第三種又は第四種の道路

には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3
5 略

(自転車歩行者道)

第十条 自動車の交通量が多い第三種又は第四種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2
4 略

(歩道)

第十一条 第四種(第四級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第三種(第五級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第三種若しくは第四種第四級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形

の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～5 略

(待避所)

第三十二条 第三種第五級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

一・二 略

三 待避所の長さは、二十メートル以上とし、その区間の車道（自転車通行帯を除く。）の幅員は、五メートル以上とすること。

(区分が変更される道路の特例)

第四十一条 道路の区域を変更し、当該変更に係る部分を市町村道とする計画がある場合において、当該道路を当該市町村道とすることにより令第三条第二項の規定による区分が変更されることとなるときは、第四条、第五条第一項、第四項及び第六項、第七條第二項から第六項まで、第九項及び第十一項、第八条第一項、第九條第一項及び第二項、第十条第三項、第十一条第一項、第二項及び第四項、第十四條第一項、第十五條第一項、第十八條、第十九條、第二十条第一項、第二十二條、第二十四條第二項、第二十五條第三項、第二十九條第三項、第三十二條並びに第三十四條の規定並びに令第三条第四項及び第五項、第四条並びに第十二條の規定の適用については、当該変更後の区分を当該部分の区分とみなす。

(小区間改築の場合の特例)

第四十二条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く

の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～5 略

(待避所)

第三十二条 第三種第五級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

一・二 略

三 待避所の長さは、二十メートル以上とし、その区間の車道（の幅員は、五メートル以上とすること）。

(区分が変更される道路の特例)

第四十一条 道路の区域を変更し、当該変更に係る部分を市町村道とする計画がある場合において、当該道路を当該市町村道とすることにより令第三条第二項の規定による区分が変更されることとなるときは、第四条、第五条第一項、第四項及び第六項、第七條第二項から第六項まで、第九項及び第十一項、第八条第一項、第十條第三項、第十一条第一項、第二項及び第四項、第十四條第一項、第十五條第一項、第十八條、第十九條、第二十条第一項、第二十二條、第二十四條第二項、第二十五條第三項、第二十九條第三項、第三十二條並びに第三十四條の規定並びに令第三条第四項及び第五項、第四条並びに第十二條の規定の適用については、当該変更後の区分を当該部分の区分とみなす。

(小区間改築の場合の特例)

第四十二条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く

。) において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第四条、第五条第四項から第六項まで、第六条、第八条、第八条の第二項、第九条第三項、第十条第二項及び第三項、第十一条第三項及び第四項、第十四条第二項及び第三項、第十七条から第二十四条まで、第二十五条第三項並びに第二十七条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第四条、第五条第四項から第六項まで、第六条、第七条第二項、第八条、第八条の第二項、第九条第三項、第十条第二項及び第三項、第十一条第三項及び第四項、第十四条第二項及び第三項、第二十一条第一項、第二十三条第二項、第二十五条第三項、次条第一項及び第二項並びに第四十四条第一項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

。) において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第四条、第五条第四項から第六項まで、第六条、第八条、第八条、第九条第三項、第十条第二項及び第三項、第十一条第三項及び第四項、第十四条第二項及び第三項、第十七条から第二十四条まで、第二十五条第三項並びに第二十七条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第四条、第五条第四項から第六項まで、第六条、第七条第二項、第八条、第十一条第三項及び第四項、第十四条第二項及び第三項、第二十一条第一項、第二十三条第二項、第二十五条第三項、次条第一項及び第二項並びに第四十四条第一項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

水沢橋工事請負契約の締結について

令和元年6月10日
道 路 課

1 概 要

- ・令和元年5月14日に仮契約を締結した地方道路交付金工事の請負契約の締結について、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第二条の規定に基づき、議会の議決に付す。

2 契約内容

- (1) 工 事 名 地方道路交付金工事（橋梁補修）
- (2) 路 線 名 主要地方道秋田雄和本荘線
- (3) 場 所 秋田市雄和相川地内（水沢橋）
- (4) 工事内容 水沢橋 L=291.0m、W=6.5（11.0）m
P2橋脚工（ニューマチックケーソン基礎） 1基
A2橋台工 1基
- (5) 相手方 大豊・中田・清水特定建設工事共同企業体
代表者 大豊建設株式会社東北支店
執行役員支店長 浅田 潤一
- (6) 金 額 710,424,000円
 〔令和元年度 540,000,000円
 令和2年度 170,424,000円〕
- (7) 工 期 契約締結の日から令和2年7月24日

3 スケジュール（予定）

		令和元年度									令和2年度			
		7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7
橋 梁 下 部 工	準備工	契約												
	工事用道路設置													
	仮栈橋設置工													
	P2橋脚 躯体工													
	A2橋台 躯体工													
	仮栈橋撤去工													
	工事用道路撤去													
	後片付													

臨港地区内の分区の指定及び分区における構築物の規制に関する 条例の一部を改正する条例案について

令和元年6月10日
港 湾 空 港 課

1 改正理由

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号）による法務省設置法（平成11年法律第93号）の一部改正により、法務省の入国管理局を地方出入国在留管理局として設置したことから、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正内容

入国管理局を地方出入国在留管理局に改める。

現 行	改正後
別表第1 商港区（第2条関係） 1～9 略 10 <u>入国管理局</u> 、税関、検疫所、植物防疫所、地方運輸局、地方整備局、海上保安部、警察署及び消防署の事務所	別表第1 商港区（第2条関係） 1～9 略 10 <u>地方出入国在留管理局</u> 、税関、検疫所、植物防疫所、地方運輸局、地方整備局、海上保安部、警察署及び消防署の事務所

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとする。

臨港地区内の分区の指定及び分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>別表第一 商港区（第二条関係） 一～九 略</p> <p>十 地方出入国在留管理局、税関、検疫所、植物防疫所、地方運輸局、地方整備局、海上保安本部、警察署及び消防署の事務所</p> <p>十一～十三 略</p>	<p>別表第一 商港区（第二条関係） 一～九 略</p> <p>十 入国管理局、税関、検疫所、植物防疫所、地方運輸局、地方整備局、海上保安本部、警察署及び消防署の事務所</p> <p>十一～十三 略</p>

秋田県建築士事務所登録等手数料徴収条例の一部を改正する 条例案について

令和元年6月10日
建 築 住 宅 課

1 改正理由

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和元年政令第12号）の施行に鑑み、建築士法（昭和25年法律第202号）第4条第3項の規定による二級建築士又は木造建築士の免許の申請に係る手数料の額を引き上げる必要がある。

2 改正内容

外国の建築士免許を受けた者で、二級建築士又は木造建築士と同等以上の資格を有すると知事が認めるものの二級建築士又は木造建築士免許の申請に係る手数料の額を1件につき19,300円（現行19,200円）に引き上げることとする。（第2条関係）

3 施行期日

この条例は、令和元年10月1日から施行することとする。

秋田県建築士事務所登録等手数料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(手数料の額)</p> <p>第二条 手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第四条第三項の規定による二級建築士又は木造建築士の免許の申請 一件につき 一万九千三百円</p> <p>二・三 略</p>	<p>(手数料の額)</p> <p>第二条 手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第四条第三項の規定による二級建築士又は木造建築士の免許の申請 一件につき 一万九千二百円</p> <p>二・三 略</p>